2020 年度競技規則改正のポイント

- 1 混成競技において、スタート審判長が任命されている場合 スタートに関する判定は、スタート審判長が行なう。【第 125 条 3】
- 2 科学計測装置の動作確認は、競技開始前と終了後に行なっていたが、競技開始前のみでOK ただし、競技中の動作異常に備え、鋼鉄製巻尺は競技場所に常に用意しておく。【第135条】
- 3 競技役員や主催者から任命された者が倒れた選手を立ち上がらせたり、医療支援を受けられたりするようにするための身体的手助けは、助力ではない。【第144条4(g)】
- 4 スタンド等 (グランド外) から、電子掲示等による競技経過時間等の提示することは 助力ではない。【第 144 条 4 (h)】
- 5 男女混合競技を認める条件は、男女いずれかが8名以内、かつ男女合計30名以内の場合のみ。フィールド競技:男女別々に記録用紙を作成する。試技順は性別ごとにでも交互にでもよい。 【第147条2】
- 6 条件を満たした競技場かつ設備が整っている場合のみ、直線競走の逆走は許可される。 三脚等の簡易的な固定での写真判定カメラの設置では駄目。【第 163 条 1 (国内)】
- 7 ハードル失格の定義 「手や体、振り上げ脚の上側で、いずれかのハードルを倒すか移動させたとき」が追加された。 【第 168 条 6】
- 8 バトンを受け渡す時にバトンを落とした場合は、渡し手が拾わなければならない。 (従来は渡し手と受け手の両方に触れられている状態ならどちらが拾っても可能だった) 【第170条7(注釈)】
- 9 競技場に持ち込める個人所有の投てき物は、原則2個までとする。【第187条2】